

自動車運転免許証自主返納支援事業について

○事業の趣旨

運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、ハイヤー利用券を交付する制度です。

○対象者

- ・八雲町内に住所を有し、現に居住している方で、運転免許証を自主返納された方
- ※ 運転免許証を更新せずに失効した場合は対象外です。
- ・町税等を滞納されていない方
- ・運転免許証を自主返納されて1年以内の方
- ※ ただし、令和2年度に限り、平成27年4月1日以降に自主返納された方も対象とします。

○事業内容

申請のあった時から3年間に渡ってハイヤー助成券を交付します。

助成券は、現在八雲町で実施している福祉タクシー助成券と同一の物とし、1年当たり1万円分（100円×100枚）を交付。（福祉タクシー助成券についても、令和2年4月1日から助成額を7,200円から10,000円に増額の予定）

ただし、申請初年度は、申請時期によって助成券の交付枚数を減ずることとし、1四半期経過ごとに2,500円分ずつ減じて交付します。

例) 4月～6月申請は100枚、7月～9月申請は75枚、10月～12月申請は50枚、1月～3月申請は25枚交付される

2年目、3年目については10,000円分を交付、4年目は申請初年度において減額された分のみ交付することとし、一人当たり通算で30,000円分が交付されることとなります。

利用券の有効期間は、交付日から当該年度の末日までとなります。

○事業開始日

令和2年4月1日

○申請方法

申請手続きに必要なもの

- ・申請書

- ・「申請による運転免許の取消通知書」などの運転免許証を自主返納したことがわかるもの

※ 「申請による運転免許の取消通知書」は免許証を自主返納されたときに交付されます。

※ 令和2年度に限り、「申請による運転免許の取消通知書」にかえて「運転経歴証明書」及び「運転免許の自主返納に関する申立書」を提出することで、申請することができます。